

保護者各位

地域子育て支援課

臨時放課後ルームの受付について

新型コロナウイルス蔓延防止のため、学校が臨時休校したことにより、放課後ルームを新たに必要とする保護者のため、下記のとおり受付をしていますが、内閣府より、新型コロナウイルス感染症への対応として、放課後児童クラブに対して特例措置が創設されました。これに伴い、本市の放課後ルームでは保護者負担を求めないこととなりました。つきましては、下記の通りご案内しますので、ご確認のうえ必要な方は申請くださいますようお願いいたします。なお、既にご利用いただいている方は、新たに手続きをする必要はなく、利用料は無料となります。

記

- | | |
|--------|---|
| 対象児童 | 申請時点で船橋市に住民登録がある児童 |
| 利用期間 | 令和2年3月25日（水）まで（日曜・祝日はお休みです） |
| 利用時間 | 8時から19時まで |
| 対象要件 | 保護者が以下のような理由により、家庭で子どもだけになってしまう児童
① 就労のため（日曜日を除き、週3日以上又は月12日以上勤務があること）
② 出産のため（出産月をはさんで前後2か月間）
③ 病気や家族の介護のため
④ 就学のため（就労と同様の日数があること） |
| 提出書類 | 申請書、就労状況申立書又は就労以外の状況申立書【※就労要件以外の場合に記入】、出席予定表（市のHPに書式があります） |
| 利用料 | 無料 |
| 昼食等 | 昼食用のお弁当と水筒をご持参ください。また、おやつが必要な方はご持参ください。 |
| 申請場所 | 船橋市役所 子育て支援部 地域子育て支援課 |
| 申請日時 | 平日の9時から17時まで
(メール・FAXでも受付可、利用したい前日17時までに送付をお願いします) |
| その他 | 児童や職員に発症が確認された場合は放課後ルームも休所となることがあります。また、蔓延を防止する観点から学校を休業する趣旨を踏まえ、ご家庭で監護できる場合は利用をお控えくださいますようお願いいたします。 |
| お問い合わせ | 平日9時～17時 地域子育て支援課 |